

2

国際結婚

日本人同士が結婚する場合は、当事者双方が日本の法律によって届けを出せば法的な効力を持つ結婚と認められますが、国際結婚では、妻と夫のどちらの国においても結婚を成立させることが必要です。一方の国で成立したからといって、相手の国に自動的に連絡が行くことはありません。どちらの国に対しても定められた方法で手続きが必要です。

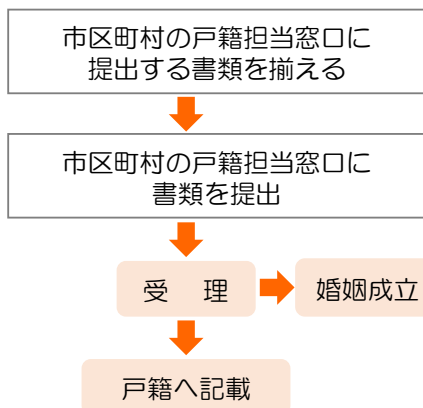
1. 最初にしておきたいこと

「国が違えば文化が違う」と言いますが、外国籍の人と結婚する時には、事前にお互いの国（アメリカ人であれば出身州）の制度などについて理解を深めたり、子育てや宗教などを含む生活全般でお互いを尊重しながら暮らしていけるかなどについて考えてみることも大切です。結婚生活が万が一うまくいかなかった場合、アメリカの離婚制度は日本とは大きく異なるため、双方の国で離婚を成立させることが非常に困難なケースもあります。

2. 日本人同士が日本で結婚するときの手続きイメージ

届出書を作成し、市区町村役場に提出します。本人確認の書類が必要となります。届出用紙は役所で入手できます。

【手続きの流れ】



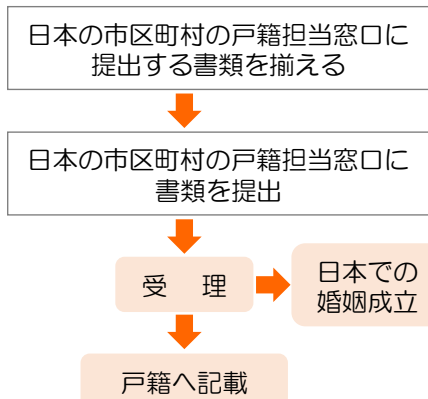
提出書類：婚姻届
必要書類：戸籍謄本、本人確認書類（免許証等）

- 婚姻届には、成年の証人2名の署名押印が必要
- 婚姻後の夫婦の氏の選択が必要
- 婚姻後の本籍地の届け出が必要

3. アメリカ民間人（アメリカ軍属を含む）と日本で結婚するときの手続きイメージ

日本の役所に婚姻届を出し、その後、相手国（在日大使館・領事館）に届け出する方法

【手続きの流れ】



提出書類：婚姻届

必要書類：

日本国籍者—戸籍謄本、本人確認書類（免許証、パスポート等）

*氏を変える場合は一緒に届け出が可能ですが
アメリカ国籍者—婚姻要件具備証明書または
宣誓書等（※）及び
その日本語訳、本人確認書類
（パスポート、在留カード等）

*出生証明書原本が必要となる場合もあります。

役所で「婚姻届受理証明書」を発行してもらう

・婚姻の証明書となります。

・アメリカ国籍者が国外で結婚した場合、アメリカ政府が結婚の証明書を発行することはありません。

* 外国の法律に則って行われた婚姻手続きは通常アメリカ国内でも法的に有効とみなされます（有効であることを立証する手段等は州毎の司法長官によります）。

* 在日アメリカ大使館・領事館ホームページ「アメリカ市民サービス-子どもと家族-結婚」

<https://jp.usembassy.gov/ja/u-s-citizen-services-ja/child-and-family-matters-ja/marriage-ja/>

* 事前に日本の役所の戸籍担当職員や在日大使館等に必要書類等の確認をしてください。

* 将来、婚姻記録を取得するには婚姻届けを提出した役所に直接連絡を取るようになるため届け出をした役所名、住所は控えておいてください。

（※）婚姻要件具備証明書、宣誓書などについて

日本人が結婚するためには、結婚できる年齢に達していること（2021年1月現在、男18歳女16歳）、重婚でないこと、再婚禁止期間ではないこと、近親者間の婚姻でないことなどの満たすべき要件がありますが、こうした要件は各国にあり、その内容は国によって異なります。

外国人が日本で結婚する時には、自国の法律が定めている要件を満たしていることを証明するための書類が必要となります。この書類は「婚姻要件具備証明書」と呼ばれますが、アメリカ人が在日公館の領事等の前で州法の婚姻要件を満たしていることを宣誓し、それを承認して発行してもらう「宣誓書」など、「婚姻要件具備証明書」に代わる書類を使用することも可能です。また、こうした書類は通常、日本語訳が必要となります。

Tips!

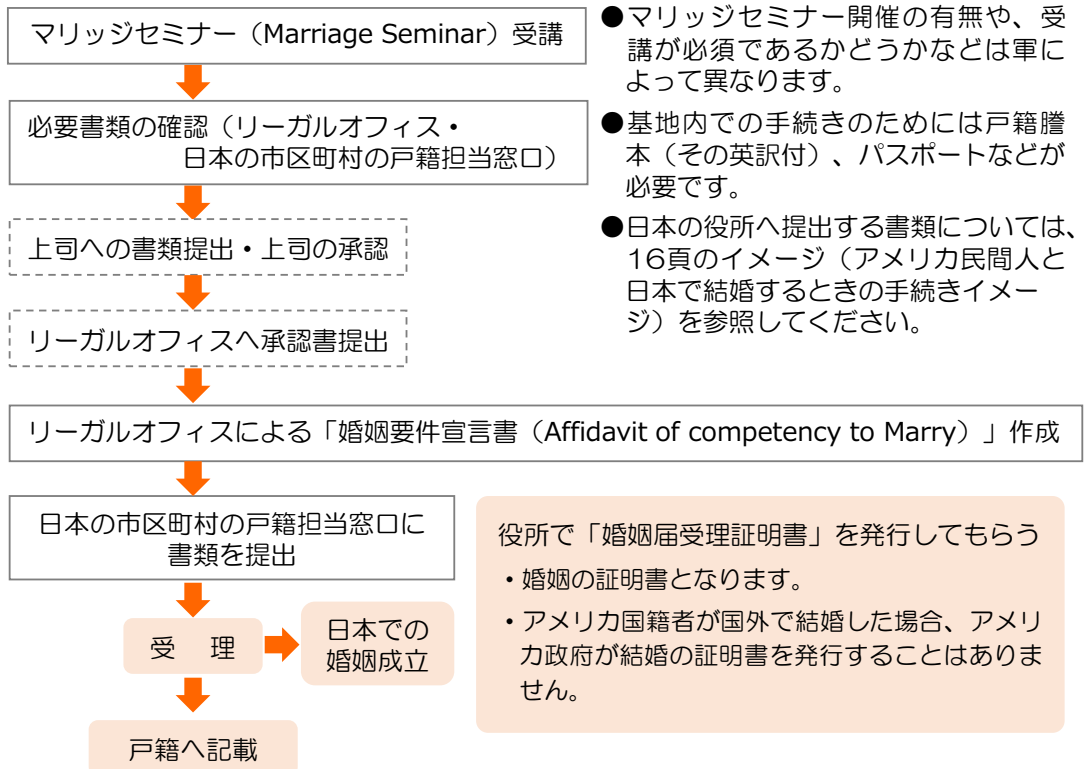
- 「法の適用に関する通則法」では「婚姻の成立要件（何歳より結婚できるかなど）」については各当事者の本国法に従い、「婚姻が有効に成立するための方法（教会での挙式が必要か、それとも役所に届けるのみでよいかなど）」については婚姻を挙げる場所の法もしくは当事者のどちらかの本国法としていますが、日本で結婚する時に当事者のどちらかが日本人であれば日本法が準拠法となります。
- 最初に相手国の在日大使館または領事館で届け出をし、その後日本の役所に届け出をする結婚方式（外交婚）もあります。

4. アメリカ軍人（アメリカ国籍）と日本で結婚するときの手続きイメージ

アメリカ民間人と結婚する時にはアメリカ大使館/領事館を通して手続きを行いますが、アメリカ軍人と結婚するときは、日本の役所への届け出の他に、軍の法務部（Legal office：リーガルオフィス）での手続きが必要となります。

また、所属する軍ごとに定められた方法があるため事前に確認してください。アメリカ軍人との基地（base：ベース）内での結婚手続きは永住ビザの審査も兼ねているため、通常の国際結婚以上に細かい情報を求められ、ビザ健康診断指定医療機関での身体検査、歯の検査なども必要となります。このため全ての手続きが終了するまでには数か月を要します。

【手続きの流れ】※ 所属軍を特定していないため、実際の手続きとは異なる場合があります。



* 外国の法律に則って行われた婚姻手続きは通常アメリカ国内でも法的に有効とみなされます。（有効であることを立証する手段等は州毎の司法長官によります。）

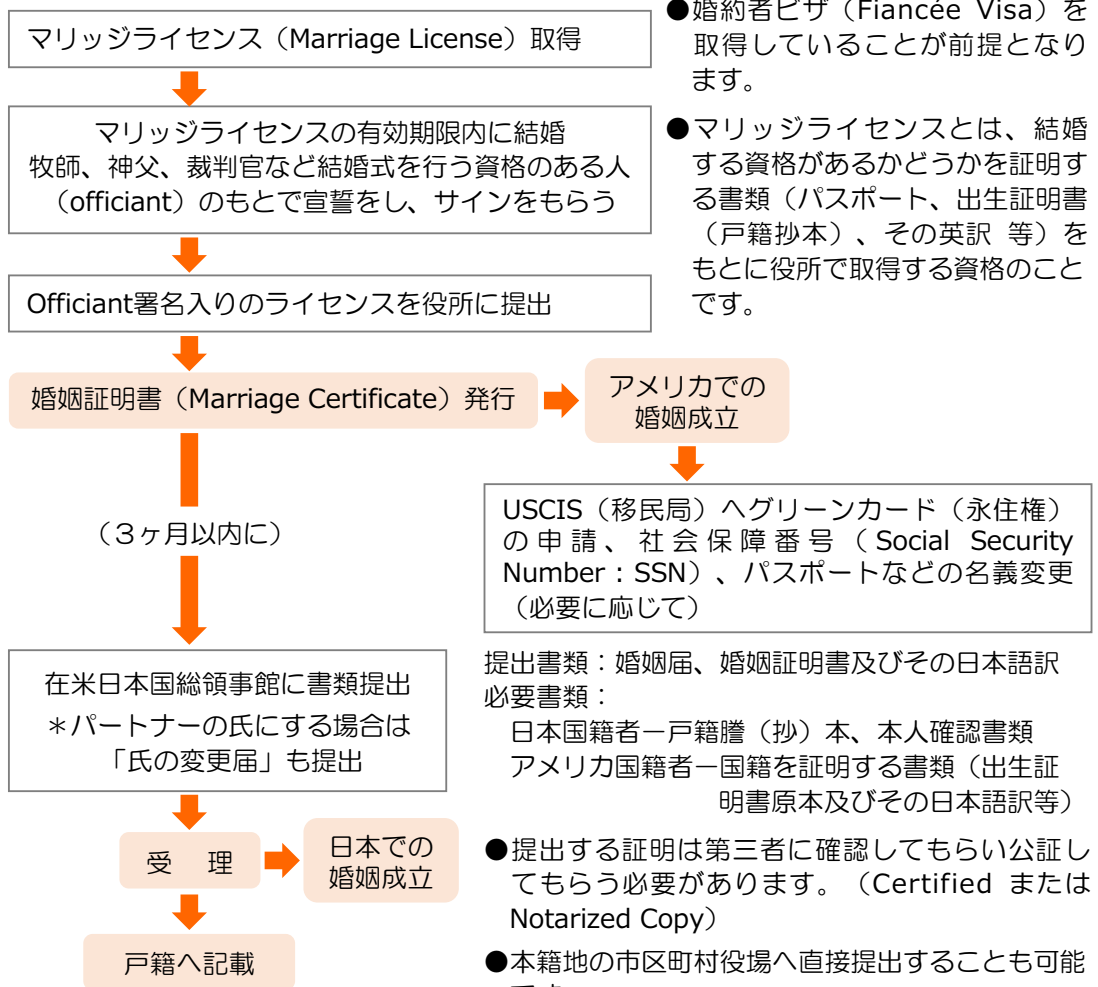
リーガルオフィスに「婚姻届受理証明書（その英訳付）」を提出

ミリタリーID発行依頼
所属軍によって依頼先が異なります。詳細はリーガルオフィスに確認してください。

5. アメリカ民間人（アメリカ軍属を含む）とアメリカで結婚するときの手続きイメージ

アメリカ方式で結婚する場合の基本的な手続きイメージを紹介しますが、必要な手続き、書類については事前に管轄する州や在米日本領事館などに確認してください。

【手続きの流れ】



* アメリカ軍人とアメリカで結婚する場合の手続きは所属軍で確認してください。

●3ヶ月を超えて申請する場合は「遅延理由書」が必要です。

これからの人生を一緒に歩む人のことを知っていますか？

- ✓フルネーム (愛称で呼んでいませんか?)
- ✓出身州
- ✓生年月日
- ✓社会保障番号 (Social Security Number:SSN)

6. 婚約者ビザ、配偶者ビザ

アメリカ国籍者と結婚後にアメリカでの永住を希望する場合は「婚約者ビザ (Fiancée Visa)」または「配偶者ビザ (Spouse Visa)」が必要です。大まかな流れを紹介しますが詳細はアメリカ大使館または領事館で確認してください。

【アメリカの関係機関】

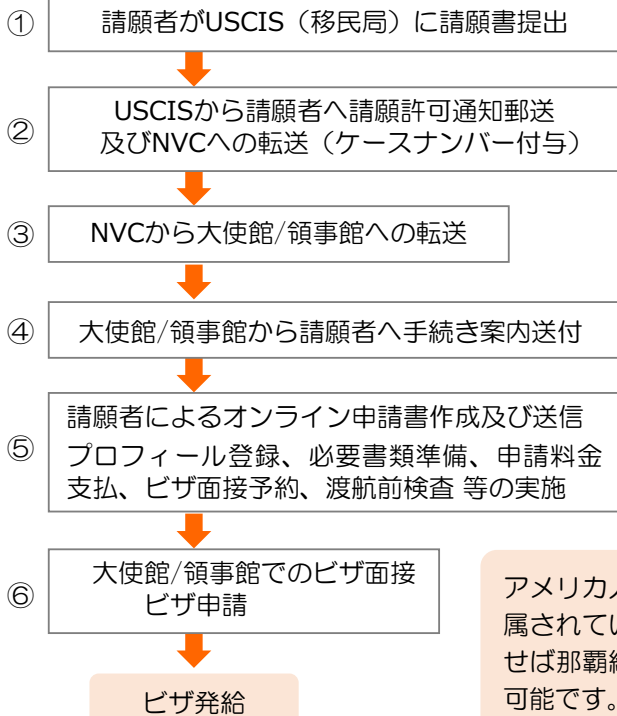
USCIS : United States Citizenship and Immigration Service (アメリカ移民局)

NVC : National Visa Center (ナショナルビザセンター)

【日本での関係機関】

在日アメリカ大使館・領事館

【手続きの流れ】



- USCIS (移民局) ホームページより申請書フォーマットのダウンロード、必要書類、提出方法等の確認を行ってください。(婚約者ビザの場合「I-129F」、配偶者ビザは「I-130」)
- 21歳未満の未婚の子どもは親のビザ申請書に基づく資格を受けることができ、親の申請時に、あるいは後から申請することも可能です。
- 二人の関係を証明できない等の事態があれば、ビザが却下されます。

アメリカ人配偶者が在沖アメリカ軍基地に配属されている軍人である場合は、資格を満たせば那覇総領事館で書類を受け付けることが可能です。

Point!

婚約者ビザ (Fiancée Visa) 取得後はビザの有効期限内にアメリカに入国し、渡米から90日以内に結婚します。結婚手続きについては18頁を参照してください。

注！ 観光目的でアメリカに入国し、結婚後に居住しようとした場合は後の手続きが煩雑になります。

* 在日アメリカ大使館・領事館ホームページ「ビザサービス-よくある質問一覧-婚約者 (K) ビザ」
<https://jp.usembassy.gov/ja/visas-ja/faq-list-ja/k-visas-ja/>

* 在沖アメリカ総領事館ホームページ
<https://jp.usembassy.gov/ja/embassy-consulates-ja/naha-ja/>

7. ビザ取得における特定米軍人への例外措置 (Military Blanket Exception)

在日米軍基地に配属されている軍人が最近親者（親子など）のために請願書を出す場合は、資格を満たせばUSCIS（移民局）ではなく、在日アメリカ大使館/領事館への請願が可能です。（19頁の「手続きの流れ」の①②が大使館/領事館で行えます。）

詳細は在日アメリカ大使館/領事館、軍の法務部（Legal office：リーガルオフィス）などで確認してください。

8. 日本人の母親が自分の子どもを連れて結婚するとき

子どもを連れて結婚する場合、母親が結婚しても、子どもと結婚相手が自動的に法律上の親子になるわけではありません。結婚相手と子どもが法律上の親子になるには、「養子縁組」をする必要があります。養子縁組の要件として、実父（Biological Father）（未婚の母の子であっても認知をしていれば実父）の文書による同意や家庭裁判所の許可が要求される場合もあります。

養子縁組がなされると、子どもが未成年者の場合、実母と養父は同等の親権者になります。その後、夫婦が離婚することになった場合でも、子どもと結婚相手の親子関係は継続します。もし親子関係を無くしたいときは、「離縁」をして養子縁組を解消する必要がありますが、欧米では子どもの福祉を守る観点から「離縁」の制度自体がないことが多いので注意が必要です。

「離縁」をしない場合、結婚相手は継続して子どもの親であるため、離婚の際に養父である結婚相手が親権者になる可能性もあります。また、相手の同意なしで国外に連れ出すことが刑罰の対象となる場合もあります（詳しくはハーグ条約頁（40頁）を参照してください）。

Tips!

- 「法の適用に関する通則法」では、養子縁組は結婚相手の本国法（結婚相手が国籍を有する国の法律、アメリカ人の場合は州法）によって行うとしています。離縁についても結婚相手の本国法によりますが、離縁制度そのものがない国及び州もあるため、養子縁組をするかどうかは結婚生活の経過をみながら判断するなど慎重な対応が必要です。
- 子どもがアメリカで一緒に暮らす場合は、子どものビザの申請が必要です。子どもの年齢などに応じて申請するビザの種類、取得までの期間などが変わってくるため、詳細はアメリカ大使館または領事館などで確認してください。

9. 婚姻後の氏（姓）

日本では、法的に夫婦同姓が原則とされていますが、外国人と婚姻した場合、日本人の氏は変わらず夫婦別姓となります。外国籍の相手の氏を名乗る場合は、戸籍上の氏を変える方法と戸籍上の氏を変えない方法があります。

● 戸籍上の氏を変える

婚姻届と同時に、もしくは6か月以内であれば市区町村担当窓口へ「外国人との婚姻による氏の変更届」を提出します。変更後の氏がカタカナで記載された新しい戸籍が編成されます。例えば、「那覇和子」が「ジョン・リー・スミス」と結婚して届け出をした場合「スミス和子」となります。6か月経過後は家庭裁判所の許可が必要になります。

また、子どもがいる場合、子どもは親の今までの戸籍に残ったままとなるため、「入籍届」を提出し親の新しい戸籍に入れることで子どもの氏は親と同じ氏となります。

● 戸籍上の氏は変えない

「氏の変更」の手続きをせずに、日本の氏とアメリカの氏を使い分けたり、日本の氏をミドルネームのように使い、両方の氏を並べて使ったりすることもできます。子どもの氏も同じようにできます。

例えば、「那覇和子」が「ジョン・リー・スミス」と結婚した場合、氏の「那覇」を中間名（Middle Name）のように使います。アメリカのIDカード類には「SMITH, Kazuko Naha」と記載され、日本のパスポートは取得時に英語の「結婚証明書」を示すことにより「那覇和子（SMITH）」と記載され、社会生活上「ミセス・スミス」や「スミス和子」が通称として使えます。

日本側ではこれまで通り「那覇和子」ですので、これまで取得した免許状や資格証、印鑑もそのまま使えますし、「那覇和子」と「スミス和子」を場面によって使い分けることができ便利です。



日本パスポートの外国式氏名表記について

パスポートの氏名は戸籍上の氏名を「ヘボン式ローマ字」で記載することが原則ですが、申請者の便宜上必要と判断された場合は、非ヘボン式での氏名記載、カッコ書きによる別名併記が可能です。

- | | |
|--|--------------------------------|
| ① スミス 花子さんのヘボン式ローマ字表記 | 氏：SUMISU
名：HANAKO |
| ② 戸籍上の外国人配偶者の氏を外国式の綴り（非ヘボン式）で表記する
戸籍上の氏をスミスにしたスミス 花子さんの場合 | 氏：SMITH
名：HANAKO |
| ③ 国際結婚、重国籍等の理由で、戸籍に記載のない外国式の氏名を併記する
ジョンソンさんと結婚して
戸籍上の氏を変更しなかった宮城 桃子さんの場合 | 氏：MIYAGI (JOHNSON)
名：MOMOKO |
| ④ 重国籍で戸籍には日本名が記載されているが、
アメリカパスポートには外国のミドルネーム
（アシュリー）が記載されている鈴木 淳子さんの場合 | 氏：SUZUKI
名：JUNKO (ASHLEY) |

※ 外国式氏名表記または併記を希望する場合は、「アメリカ出生証明書」「婚姻証明書」「グリーンカード」の呈示、婚姻の事実が載った戸籍謄本（抄本）の提出等が必要です。詳しくはパスポート申請窓口、在米日本大使館、領事館に確認してください。